

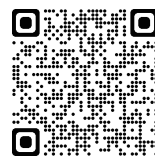
貨物自動車運送事業法等改正内容について

昨年度からの法令改正の主な項目等についてお知らせ致します。
詳細につきましては、URL等をご参照頂き、HPより内容をご確認下さいますようお願い申し上げます。

■ 妨害運転罪（あおり運転）の創設について

令和2年6月10日に交付された道路交通法の一部を改正する法律により妨害運転（あおり運転）に対する罰則が創設されました。これにより令和2年6月30日から他の車両等の通行を妨害する目的で、急ブレーキ禁止違反や車間距離不保持等の違反を行うことは、厳正な取締りの対象となり、最大で懲役3年、また妨害運転により著しい交通の危険を生じさせた場合は、最大で懲役5年の刑に処せられます。さらに、妨害運転をした者は、運転免許を取り消されることとなります。

【警視庁】<https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/anzen/aori.html>



■ 自動車貨物運送事業の監査方針の一部改正等（あおり運転厳罰化）について

監査方針の対象に悪質な妨害を加えて、行政処分基準に事業停止処分が追加されます。これにより運転者があおり運転をした場合は3日、あおり運転により重大事故を起こした場合は7日間の事業停止処分が課せられることになりました。

【全ト協】https://jta.or.jp/member/anzen/tsutatsu_kaisei202011.html



■ 申請書等に係る押印・署名の在り方の見直しについて

道路運送法、貨物自動車運送事業法等の法令に基づく各種手続き書類に関して、令和3年1月1日以降の以下の申請・届出等については、押印は不要となります。

1. 事業計画変更事前届出書関係

（√増・減申請 √営業所ごとの配置換え）

2. 事業計画変更認可申請書関係

（√営業所、車庫、休憩・睡眠施設の新設、移転）

3. 各種変更届

（√住所・名称・役員変更）

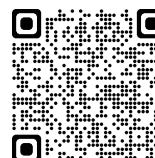
4. 事業計画変更事後届出書

（√主たる事務所の変更 √営業所だけの移転 √営業所の名称変更

5. その他

（√運輸開始届 √譲渡・譲受終了届 √法人合併届 √運行管理者選任・解任届
√整備管理者選任・変更・廃止届 ※代表者印・宣誓書の代表者印及び全役員の押印が不要となりました。）

【国土交通省】https://www.mlit.go.jp/report/press/kouku01_hh_000107.html



■ 特殊車両通行許可における誘導車配置条件の変更について

特殊車両の通行の安全性を図るため、国土交通省において「特殊車両の通行に係る誘導車等のガイドライン」を作成し、誘導車の役割や誘導方法、特殊車両の通行方法等を明確にし、これに合わせ当該ガイドラインの内容についての講習を受講した者に誘導車の運転を限定することで、これまで特殊車両の前後に誘導車が必要であった条件を合理化し、交差点等において前方、橋梁等においては後方に1台配置することで通行が可能となりました。

【国土交通省】<https://www.mlit.go.jp/road/tokusya/haitijoken/>



■ 冬用タイヤの安全性を確認することのルール化について

令和3年1月26日より、「整備管理者は、雪道を走行する自動車のタイヤについて、溝の深さがタイヤ製作者の推奨する使用頻度よりもすり減っていないこと」を、「運行管理者は、雪道を走行する自動車について、点呼の際に上記事項が確認されていること」を確認しなければなりません。

【国土交通省】https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09_hh_000264.html

